

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和6年8月20日 15時40分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市船越漁港北西方沖 平久保埼灯台から真方位212° 5.6海里付近 (概位 北緯24° 31.8′ 東経124° 15.6′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.33m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約5.5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.7～0.8m
事故の経過	<p>本船は、インフレーターブルボート*1であった。</p> <p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、スノーケリングの目的で、船越漁港を出港した。</p> <p>本船は、船越漁港北西方沖のポイントに到着し、漂泊してスノーケリングを開始し、以後ポイントを移動しながらスノーケリングを行った。</p> <p>操縦者は、4回目のスノーケリングのポイントに到着し、同乗者が先に入水した後、本船の右舷舷縁中央部に外側を向いて腰を掛けて入水しようとしたところ、本船の少し船首側の舷縁上面に設置されている釣り竿を固定する突起物（以下「ロッドホルダー」という。）に水着のズボンの左裾が引っ掛かり、入水と同時に本船が右舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に転覆した本船を復原させ、船外機を始動させようとしたものの、始動しなかったため、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に付近の浅瀬まで泳ぎ、本船が動かないように手で支えながら待機した後、消防署の救急隊員の水上オートバイによって救助され、本船も同水上オートバイでえい航されて船越漁港に帰港した。</p>

*1 「インフレーターブルボート（英：inflatable boat）」とは、空気の入った気密性のチューブで作られた水上を航行する小型船舶（ゴムボート）をいう。

操縦者は、本船での出航が4回目であった。

操縦者は、これまで本船から入水する際、ロッドホルダーなどの器具から離れた場所から行き、ロッドホルダーに水着が引っ掛かったことはなかったため、本事故当時、ロッドホルダーに危険を感じず、注意を向けていなかったと本事故後に思った。

操縦者は、上半身にスイムウェアの上着を、下半身に太もも周りの裾が少し広がり、膝くらいまでの長さの水着の半ズボンを着用していた。

ロッドホルダーは、側面がU字型（凹み）の形状であった。（図1、図2参照）



図1 本船のロッドホルダーの設置場所

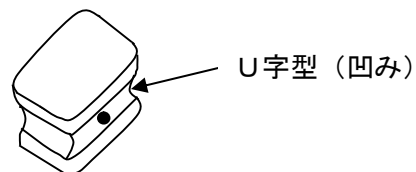


図2 ロッドホルダーの形状

操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していなかった。

分析

本船は、漂泊中、操縦者が、裾の広い水着のズボンを着用し、本船の右舷舷縁中央部から入水しようとした際、ロッドホルダーに注意を向けず、ロッドホルダーの横に腰を掛けて入水しようとしたことから、水着のズボンの裾がロッドホルダーに引っ掛かり、入水と同時に本船が右舷側に大きく傾斜して転覆したものと考えられる。

操縦者は、これまで本船から入水する際、ロッドホルダーなどの器具から離れた場所から行き、ロッドホルダーに水着が引っ掛かったことはなかったことから、ロッドホルダーに危険を感じず、注意を向けていなかったものと考えられる。

原因	本事故は、本船が漂流中、操縦者が、裾の広い水着のズボンを着用し、本船の右舷舷縁中央部から入水しようとした際、ロッドホルダーに注意を向けず、ロッドホルダーの横に腰を掛けて入水しようとしたため、水着のズボンの裾がロッドホルダーに引っ掛かり、入水と同時に本船が右舷側に大きく傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、スノーケリング等で入水する際、着衣等が船体の器具等の突起物に引っ掛からないように十分に注意し、同器具から離れて入水すること。